

日本モンキーパーク遊園地貸切サービス利用規約

制 定 令和3年10月1日

株式会社名鉄インプレスが運営する日本モンキーパーク(以下「当園」といいます。)が提供する遊園地貸切サービス(以下「本サービス」といいます。)について、当園の利用者(以下「利用者」といいます。)が本サービスを利用する契約(以下「本契約」といいます。)の内容について、以下のとおり利用規約(以下「本規約」といいます。)を定めます。利用者は本規約の内容に同意したうえで本サービスを利用するものとします。

(本サービスの概要)

第1条 本サービスは当園が定める利用日に当園の敷地およびアトラクションの全部または一部を貸し出すサービスです。

(予約と契約の成立)

第2条 本サービスを利用するにあたって、利用者は利用日の14日前までに本規約に同意の上、遊園地貸切利用申込書(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記入の上、当園に提出するものとします。

- 2 当園は申込書の受領後、次条に定める利用料金の請求を利用者に行います。
- 3 利用者は前項の利用料金のうち、施設管理費相当分を予約金として利用日の7日前までに当園が定める金融機関の口座へ振込によって支払うものとし、振込手数料は利用者の負担とします。当園が入金を確認した時点で予約および本契約が確定します。
- 4 利用者が期日までに所定の予約金を支払わなかった場合、当園は利用者に対して何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができるものとします。

(利用料金)

第3条 利用者は本サービスを利用する際に、別途定める利用料金を当園に支払うものとします。利用料金のうち前条の予約金を除いた残金は、原則として利用日に現金で支払うものとします。なお、当園が別途認めた場合のみ、利用日から1か月以内に当園が指定する銀行口座へ振込によって支払うものとし、振込手数料は利用者の負担とします。

- 2 利用者は、期日を経過しても利用料金を支払わなかった場合、期日の翌日から起算して支払日までの間、年6.0%の利率で算出した額を延滞利息として利用料金に加算して支払うものとします。

(予約の変更およびキャンセル)

第4条 利用者は、利用人数、貸切時間および利用するアトラクションなど本契約の内容を変更する場合、利用日の3日前までに当園に通知し、承諾を得るものとします。また、予約変更によって発生した差額は原則として利用日に利用料金とともに現金で精算するものとします。なお、当園が別途認めた場合のみ、利用日から1か月以内に当園が指定する銀行口座へ振込によって支払うものとし、振込手数料は利用者の負担とします。

- 2 利用日の2日前から利用日当日までに、利用人数、貸切時間および利用するアトラクションなど本契約の内容に変更が生じた場合、利用者は速やかに当園に通知し承諾を得るものとします。また、この場合の予約変更によって発生した差額の増額分のみを適用し、利用料金とともに現金で精算するものとします。なお、当園が別途認めた場合のみ、利用日から1か月以内に当園が指定する銀行口座へ振込によって支払うものとし、振込手数料は利用者の負担とします。
- 3 利用者は、本契約をキャンセルする場合、利用日の3日前までに当園に通知し、承諾を得るものとします。それ以降のキャンセルについては、第2条で受領した予約金をキャンセル料として徴収します。

(利用日当日の遵守事項および禁止事項)

第5条 利用日当日は、以下の事項を禁止します。違反した場合、当園は本サービスの提供を即時中止し、これによって生じた損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 発火・引火・爆発その他危険を生じる恐れがある物の持ち込みまたは使用

- (2)建物・付帯設備を損傷または汚損する、又はその恐れがある行為や装飾
- (3)利用者または当園のスタッフの負傷もしくは疾病を引き起こす、又はその要因となる行為
- (4)近隣の迷惑となるような大きな音を発生させる行為
- (5)盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く動物類の持ち込み
- (6)指定する場所以外での喫煙
- (7)申込み時に届け出た利用目的以外での利用
- (8)当園の許可のない飲食業者への食事等の手配および持ち込み
- (9)法令または公序良俗に違反する行為
- (10)その他、当園が不適切と判断する行為

(免責事項)

第6条 当園は、雨、雷および強風等の天候不良により本サービスの一部を中止した場合および利用者の年齢・身長・体重等による制限のために本サービスを提供できない場合の補償は行わず、当園は利用者に対して利用料金の減額および損害を賠償する責任を負わないものとします。

2 利用者同士または第三者との間に紛議が生じた場合、すべて利用者の責任と費用において解決するものとします。

(不可抗力)

第7条 天災その他の不可抗力によって、本サービスを提供することができないと判断した場合、その時点で本契約は当然に終了します。

2 前項での天災その他不可抗力とは地震、台風、洪水、水害、火災、地滑り、戦争、大規模騒乱、テロ、伝染病、法令の改廃および制定、政府または公的機関の行為など、当園が予見不能で管理することができない一切の事象をいいます。

3 前項の事由により本契約が終了した場合、当園は受領済みの予約金を利用日の翌月末までに利用者が指定する金融機関の口座に振り込みによって返還し、振込手数料は当園の負担とします。

(契約解除)

第8条 利用者が第2条第4項のほか、以下の事項に該当した場合、当園は何らの手続を要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。

- (1)申込書に虚偽の内容を記載したことが判明した場合
 - (2)利用目的が公序良俗に反すると判明した場合
 - (3)当園の名誉または信用を毀損する行為があった場合
 - (4)社会的な道徳または倫理に反する行為があった場合
 - (5)第三者により差押え、仮差押え、仮処分申し立てを受け、又は、破産、民事再生、会社更生、会社整理手続等の申し立てを受け、もしくは、自らこれを申し立てた場合
 - (6)手形又は小切手が不渡りとなった場合、その他支払停止又は支払不能状態および銀行の取引停止処分があった場合
 - (7)代表者が刑事上の訴追を受けた場合、又はその所在が不明になった場合
 - (8)監督官庁により事業停止処分、又は事業免許もしくは事業登録の取消処分を受けた場合
 - (9)事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、廃止、もしくは変更、会社分割、合併、又は解散した場合
 - (10)法令に違反した場合、又は違反するおそれがある行為を行った場合
 - (11)利用目的が暴力団その他反社会的団体の勢力を誇示するため、これらの資金源とするためにイベントを行うなど暴力団その他反社会的団体を援助・助長する目的であることが判明した場合
- 2 前項によって本契約を解除した場合、当園は受領済みの予約金を含む利用料金を一切返還しないほか、当園が被った損害の賠償を請求できるものとします。

(反社会的勢力の排除)

第9条 利用者は、以下の事項について誓約します。

- (1)利用者または利用者の関係者(以下「関係者」といいます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」といいます。)ではないこと

- (2)本契約の履行が暴力団等の活動を助長し、または暴力団等の運営に資するものではないこと
- 2 利用者または利用者の関係者が以下の事項のいずれかに該当する場合、当園は何らの手続を要さないで直ちに本契約を解除することができるものとします。
- (1)前項各号の誓約に反していると合理的に判断された場合
 - (2)暴力団等への資金提供を行う等密接な交際がある場合、またはその活動を助長する行為を行った場合
 - (3)自らまたは第三者を利用して、当園に対し、詐術、暴力的または脅迫的言辞を用いた場合
 - (4)自らまたは第三者を利用して、当園の名誉を毀損し、または毀損するおそれのある行為を行った場合
 - (5)自らまたは第三者を利用して、当園の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為を行った場合
- 3 前項により本契約を解除した場合、当園は受領済の利用料金を一切返還しないほか、当園が被った損害の賠償を請求できることとします。
- 4 当園は、前項に基づく解除により解除された利用者が被った損害については、一切の義務または責任を負いません。

(損害賠償)

第10条 利用者が関与する行為により、当園の施設や装飾、備品等が損傷、破損等、当園に被害が出た場合、その修理・修繕などにかかる費用および営業中止となった場合の損害賠償については利用者が負担するものとします。

(本規約の変更)

- 第11条 当園は、必要と判断した場合、いつでも本規約を変更することができるものとします。
- 2 本規約の変更は当園のホームページで利用者に対してあらかじめ通知し、変更の効力は通知を行った時点から生じることとします。
- 3 利用者は前項の改定の通知後、本サービスを契約または利用した時点で、利用者は本規約の変更に同意したものとみなし、変更後の本規約を適用するものとします。

(個人情報等の取扱い)

第12条 当園が取得した利用者の個人情報は、株式会社名鉄インプレスが定めるプライバシーポリシーに則り適正に取り扱うものとします。

(本サービス利用契約上の地位の譲渡等)

第13条 利用者は、本サービスの契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務について、第三者に対し譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

(分離可能性)

第14条 本規約の一部の条項が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約のその他の条項については、継続して完全に効力を有するものとします。

(準拠法)

第15条 本契約に関する準拠法は日本法とします。

(合意管轄)

第16条 本契約に関して生じた訴訟については、訴額に応じて名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。